

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成27年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 molive（モリーブ） 守山市播磨田町185番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1 代表取締役社長執行役員 梶浦卓一
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 20,159平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 1,343台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 344台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 337平方メートル
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 218立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 7か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 24,122平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 1,286台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 313台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 477平方メートル
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 243立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 8か所
- 4 変更年月日 平成28年2月18日
- 5 変更の理由 ケーズデンキ棟の増設に伴う変更を行うため。
- 6 届出年月日 平成27年3月6日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 平成27年4月3日から平成27年8月3日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成27年8月3日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1